

第 4 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

定 例 会

## 平成29年第4回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 平成29年3月23日  
 招集の場所 教育委員会室  
 開閉会日時 開会3月23日 午後 3時00分  
 閉会3月23日 午後 3時57分

### 出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長 職務代理者	堀 川 智 子
委 員	進 藤 秀 子	委 員	荒 木 明 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		

欠席委員 な し

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	瀧 田 優
教育総務部 副部長兼 スポーツ振興 課 長	矢 部 新 治	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行 雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校教育部 副参事兼 学務課長	上 野 高 弘
教育総務課長	山 梨 一 弘	学校教育部 副参事兼 教育センター 所 長	小 林 俊 夫
生涯学習課長	福 田 博	指 導 課 長	岡 本 順
桜井公民館長	島 田 英 恵	給 食 課 長	田 川 啓 二
生涯学習課 調整幹兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	石 川 実
生涯学習課 調 整 幹	木 村 和 明	指 導 課 調 整 幹	青 木 元 秀
図書館調整幹	横 山 みどり	教育センター 調 整 幹	齋 藤 紀 義

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	中 村 則 行
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議 事	教育長報告	
	・教育長専決について	(秘密会)
	議 案	
	・第 5 号議案 平成 2 9 年度越谷市教育行政重点施策の決定について	原案可決
	・第 6 号議案 文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則制定について	原案可決
	・第 7 号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 8 号議案 越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示制定について	原案可決
	・第 9 号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第 1 0 号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について	原案可決
	・第 1 1 号議案 越谷市教育委員会事務局職員の人事について	原案可決 (秘密会)
状	その他	
	・平成 2 9 年 3 月定例市議会について	
	・平成 2 8 年度越谷市立小中学校教職員人事評価の最終評価結果について	(秘密会)
	・平成 2 8 年度第 2 回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について	
	・平成 2 8 年度第 2 回越谷市いじめ防止対策委員会について	
況		

---

◎開会の宣告

**住田委員長** これより3月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、お二方の傍聴許可願が提出されておりますが、専決第7号及び第11号議案並びにその他報告2については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午後 3時00分)

---

◎第5号議案 平成29年度越谷市教育行政重点施策の決定について

**住田委員長** ここで傍聴人の入室を許可します。

それでは、続きまして、第5号議案「平成29年度越谷市教育行政重点施策の決定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 教育総務部長。

**横川教育総務部長** それでは、第5号議案「平成29年度越谷市教育行政重点施策の決定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

第5号議案 平成29年度越谷市教育行政重点施策の決定について。

平成29年度越谷市教育行政重点施策を別冊のとおり決定するものとする。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、第2期越谷市教育振興基本計画に基づき、教育施策の着実な推進を図るべく、当該年度に重点的に取り組む施策を定めるため、提案するものでございます。

続いて、恐れ入りますが、お手元の別冊2の「平成29年度越谷市教育行政重点施策について」をご覧ください。平成29年度版教育行政重点施策の作成に際しましては、前回の2月定例会において記載内容等についてご協議をいただいたところでございます。その後、担当課所において再度確認、調整を行い、お手元に配付いたしましたとおり、教育行政重点施策の最終案を取りまとめました。私から前回からの変更点についてご説明申し上げた後、ご審議をいただきたいと存じます。

前回からの変更点でございますが、今年度の事業終了に伴い4点の写真を更新いたしました。別冊2の23ページ下段の「人権・同和問題講演会」、それから26ページ上段の「市美術展覧会」及び「川のあるまち—越谷文化」、さらには26ページ中段の「郷土芸能祭」でございます。

このほか、わかりやすくするために本編中の文章表現や句読点の修正などを行わせていただきましたが、記載内容にかかわる大きな修正はございません。

前回からの変更点につきましては以上でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本会議において議決をいただきましたら、印刷製本し、平成29年4月6日木曜日の小中学校長会におきまして重点施策説明会を開催いたします。その後、4月中に市内の教育機関等へ配付し、周知を図ってまいります。

第5号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見ございますでしょうか。

以前にも議論をしたところですし、写真の入れかえがあったし、随分写真が、これは白黒ですけども、鮮明といたしますか、非常にわかりやすくできているなという感じを私は持っております。何かなければよろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

**住田委員長** これより第5号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎第6号議案 文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則制定について

**住田委員長** 続きまして、第6号議案「文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

**吉田教育長** 生涯学習課長。

**福田生涯学習課長** それでは、第6号議案「文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則制定につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項7ページをご覧ください。

第6号議案 文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則制定について。

文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、市の補助金等評価基準の見直しに伴い、新たに文化財保存事業に係る補助金交付要綱を制定する必要があるため、提案するものでございます。

本市の補助金等につきましては、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則に基づく、市の補助金等評価基準に従いまして、平成25年度を初回としまして3年ごとに見直しを行うこととして

おります。今年度は見直しの年度に当たり、当該補助金の見直しを行った結果、市の要綱として新たに文化財保存事業に係る補助金交付要綱を制定する必要が生じました。これに合わせて、教育委員会の規則である本要綱を廃止するものでございます。

なお、この規則は、平成29年4月1日から施行いたします。

第6号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** それでは、本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

**住田委員長** それでは、第6号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第7号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について

**住田委員長** 続きまして、第7号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 生涯学習課長。

**福田生涯学習課長** それでは、第7号議案「越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

第7号議案 越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、本市の郷土史の調査並びに歴史資料の収集、保存及び活用の推進を図るため、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の理由でございますが、資料1の新旧対照表の1ページをお開きください。現在、図書館で行っている市史業務について、生涯学習課が移管を受けることによりまして、本市の歴史を生涯学習課で一体的に把握することができ、市の歴史や伝統、文化をより明らかにすることができるとともに、市民にとってもわかりやすい体制となることから、越谷市教育委員会事務局組織規程第3条の生涯学習課の事務分掌に「市史に関すること」を加えるものでございます。

次に、附則にてあわせて改正する越谷市図書館処務規程の改正内容でございますが、新旧対照表の2ページをお開きください。図書館から生涯学習課に市史業務を移管することから、越谷市

立図書館処務規程第2条の図書館の事務分掌から「市史に関すること」を削るものでございます。

この規則は、平成29年4月1日から施行いたします。

第7号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

荒木委員。

**荒木委員** 越谷市史は、国会図書館や大学図書館等にもあるようですが、別冊2の27ページにある「歴史的資料整理の様子」という写真のこの場所は、どこになるのか教えていただけますでしょうか。

**吉田教育長** 生涯学習課長。

**福田生涯学習課長** 今現在、図書館の中に歴史的資料の整理保存の場所を設けてございまして、そちらのほうに保管してございます。

**荒木委員** ありがとうございます。

**住田委員長** 他にはないですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

**住田委員長** それでは、これより第7号議案の採決を行います。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と答える者あり]

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第8号議案 越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示制定について

**住田委員長** 続きまして、第8号議案「越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 教育総務課長。

**山梨教育総務課長** それでは、第8号議案「越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示制定について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

第8号議案 越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示制定について。

越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、必要書類の提出先等の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、資料1、新旧対照表の3ページをお開きください。改正の内容でございますが、分掌事務の変更により必要書類の提出先等が変更になったことから、本要綱の第8条第4項中「総務部総務課情報公開センター（以下「情報公開センター」という。）所長」を「総務部総務課長」に改め、また第10条第2項及び第12条第3項中「情報公開センター」を「総務部総務課」に、「情報公開センター所長」を「総務部総務課長」に改めるものでございます。

第8号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**住田委員長** それでは、本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

**住田委員長** それでは、これより第8号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第9号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について

**住田委員長** 続きまして、第9号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 学務課長。

**上野学務課長** それでは、第9号議案「越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをいただきたいと存じます。

第9号議案 越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順にご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。なお、任期は委員全員、平成31年3月31日まででございます。

1号委員、岡野昌彦、越谷市医師会・理事、男、再任。

1号委員、原直、越谷市医師会・副会長、男、再任。

2号委員、周東寛、越谷市医師会、男、再任。

2号委員、小泉昭、越谷市医師会、男、再任。

3号委員、山川英夫、越谷市保健所・所長、男、再任。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校結核対策検討委員会委員の任期が、平成29年3月31日をもって任期満了となることから、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

選出区分の1号委員につきましては学校医、2号委員につきましては結核に関し専門的な知識を有する医師、3号委員につきましては保健所長でございます。

第9号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** それでは、本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

はい。

**堀川委員長職務代理者** こちらの結核対策検討委員会は、年にどれぐらい行われておりますでしょうか。

**吉田教育長** 学務課長。

**上野学務課長** 通常年に3回行っております。その結果、今年度につきましては62名の児童生徒の検討を行いました。ただ、それ以外の月につきましては、今年につきましては岡野委員が会長を務めていらっしゃるのですけれども、独自に岡野委員のほうに会長さんのほうに相談しながら判断を仰いでおりました。ですので、定例3回、それ以外につきましては、会長のほうに相談に行くという形をとっておりました。

以上でございます。

**堀川委員長職務代理者** ありがとうございます。

**住田委員長** 他にはいかがですか。

進藤委員。

**進藤委員** 今62名を検討されているということですが、結果として何らかの治療とか、そういうことが必要になったケースはあったのですか。

**吉田教育長** 学務課長。

**上野学務課長** 62名の児童生徒のうち57名につきまして精密検査が必要であろうというような形が出ました。ただ、この精密検査というのは、日本も中蔓延国と言われているのですけれども、世界には高蔓延国、主にアジア地域にあるのですけれども、そこから3カ月以上そちらに居住して来た児童生徒については、全部精密検査を受けなさいという形になるのです。そこに長い間いるともうすぐ精密検査というふうに出ますので、決してどこが悪いというわけではないのですけれど

ども、57名の精密検査の対象者が出ました。そういうような中で、特に何か問題が出た子どもは出ておりません。

以上でございます。

**住田委員長** 再興感染症ですから、本当に注意しないといけないことですね。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

**住田委員長** それでは、第9号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

◎第10号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について

**住田委員長** 続きまして、第10号議案「越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 指導課長。

**岡本指導課長** それでは、第10号議案「越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について」ご説明させていただきます。

第10号議案につきましては、3月定例会市議会において提案された越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会条例の制定についてが、平成29年3月17日に可決されたことを受け、追加議案として提案するものでございます。

恐れ入りますが、追加議案の会議要項の1ページをご覧ください。

第10号議案 越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示制定について。

越谷市立小中学校使用教科用図書の採択に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会条例の制定に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料2の新旧対照表1ページをご覧ください。

はじめに、1ページ、表の右側になりますが、従来要綱で定めていた第4条、選定委員会等の設置、その下段、第6条、選定委員会の組織、2ページの第7条、委員長及び副委員長及び第8

条、選定委員会の会議につきましては、条例で規定したことから、こちらの要綱からは削ります。

次に、1ページに戻りまして、表の左側、改正後の要綱の内容ですが、第4条には、改正前の第5条において定めていた選定委員会の任務について必要な見直しを行い、次のとおり定めるとします。

第4条、越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会条例（平成29年条例第12号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置された選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、教育委員会が指定する期日までに教科書について選定資料を作成し、その内容を教育委員会に報告するとともに、教育委員会の求めに応じて推薦する教科書について意見を述べる。

次に、3ページになりますが、改正前の第9条中「調査部会」を「条例第7条の規定により設置された部会（以下「調査部会」という。）」に改め、同条を第5条といたします。

次に、改正前の第10条の見出し中「設置」を「名称等」に改め、同条中「設置する」を削り、同条を第6条といたします。

次に、改正前の第11条第1項中「第6条第2項の規定により委嘱された選定委員」を「条例第3条第2項第3号に掲げる委員」に改めます。さらに、「委嘱する」を「任命する」に改め、同条第2項中「委嘱した」を「任命した」に改め、同条を第7条といたします。

次に、改正前の「第12条」を「第8条」とし、「第13条」を「第9条」とし、第14条第1項中の「選定委員」を「選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）」に改め、同条を第10条といたします。

次に、4ページになりますが、条番号の整理を行います。

次に、5ページをご覧ください。別表中「第10条関係」を「第6条関係」に改め、同表小学校用教科書の採択時の項中「体育（保健）部会」の下に「道徳部会」を加え、調査研究を行う教科書の種目を「特別の教科である道徳」といたします。

また、同表中学校用教科書の採択時の項中「保健体育部会」の下に「道徳部会」を加え、調査研究を行う教科書の種目を「特別の教科である道徳」といたします。

なお、この告示は、平成29年4月1日から施行いたします。

第10号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**住田委員長** これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

**進藤委員** 選定委員会の1ページ、選定委員会の任務、第5条を第4条に変更したことによって、具体的な場面においてどのような変更が生じることが想定されるか教えてください。

**吉田教育長** 指導課長。

**岡本指導課長** それでは、お答え申し上げます。

従来選定委員会というものは、設置をされていたわけではございますが、このたびの条例設置という形で、教育委員会の附属機関としての設置になります。今のお尋ねは、その実際の内容という部分にかかわってくるかと思いますが、このたび選定委員の委員の方々に保護者、それから有識者を加えて設置する形で選定委員会を進めてまいります。その際に、この中でも出てまいります調査部会というところで教科書について具体的な資料を作成し、それらに基づいて選定委員会でさらに選定資料をつくるという流れ。これについては、従来と変わるところはございません。

ただ、その流れの中で、従来でしたら選定委員会で2種類または3種類の教科書を教育委員会に報告するとございましたが、以前から全ての教科書について、選定資料に基づいてご報告をさせていただいているかと思えます。その上で2種類または3種類の教科書を推薦させていただくという流れになっていたかと思えますので、今回の新しい要綱の流れでいけば、むしろ従来の流れに沿った形になっているかなど。大きな点については、2種類から3種類と明記してあるものを、これをあえてなくすことにより広くご意見を伺い、それらの広いご意見を教育委員会にご報告させていただけるという今回の条例制定の趣旨により合致する形に変更したところでございます。事務的な流れについて大きく変わるところはございません。

以上でございます。

**進藤委員** ありがとうございます。

**住田委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

**住田委員長** それでは、第10号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎その他

**住田委員長** それでは、続きまして、その他の報告事項に入ります。

「平成29年3月定例市議会について」、教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 学校教育部長。

**瀧田学校教育部長** それでは、平成29年3月定例市議会につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、2月22日から3月17日までの24日間にわたりまして3月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市立小中学校使用教科用図書選定委員会条例制定について」ほか3件が上程され、全て原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の代表質問でございますが、会期日程にありますように、2月28日から3月2日の計3日間にわたりまして市政に対する代表質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の23ページ及び24ページのとおり、6人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、平成29年度当初予算に関する議案につきましては、委員10名から成る予算特別委員会が設置され、3月3日及び6日から9日の計5日間にわたり審査が行われ、可決されたところでございます。教育費にかかわる平成28年度補正予算につきましても、3月10日に開かれました教育環境経済常任委員会において可決されたところでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項の25ページ及び26ページをご参照いただきご了承を賜りたいと存じます。

平成29年3月定例市議会についてのご報告は以上でございます。

**住田委員長** ただいまのご説明に対しましてご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

**住田委員長** ないようですので、この件については以上といたします。

続きまして、「平成28年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「平成28年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連がございますので、一括して教育長のご説明をお願いいたします。

**吉田教育長** 指導課長。

**岡本指導課長** それでは、平成28年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成28年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告いたします。

なお、2つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の29ページをご覧ください。はじめに、平成28年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、平成29年2月1日水曜日15時より教育委員会室において、委員11人の出席をもって開催いたしました。会議は公開ですが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、お手元の次第に従って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。いじめの認知について、学校内の組織や対応、教師の力量などが話題となりました。また、スマホ・ケータイの共有ルールの積極的な広報についてさまざまなご意見をいただきました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の30ページをご覧ください。

続いて、恐れ入りますが、会議要項の31ページをご覧ください。次に、平成28年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてですが、平成29年2月13日月曜日15時より教育委員会室にて、委員5人の出席をもって開催いたしました。こちらの会議も公開ですが、傍聴者はおりませんでした。

会議は、お手元の次第に従って進行いたしました。議事の審議状況ですが、事務局からの説明後、資料に記載した内容について協議が行われました。主にいじめ問題事例を話題としましたが、いじめの認知、組織的な対応についてさまざまな見地から貴重なご意見をいただき、困っている子どもが相談できるような学校内の人間関係、学校風土をつくることの大切さについてご指摘をいただきました。

詳細につきましては、恐れ入りますが、会議要項の32ページをご覧ください。

平成28年度第2回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び平成28年度第2回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は以上でございます。

**住田委員長** ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問またはご意見等ございますでしょうか。

進藤委員。

**進藤委員** 少し細かいところになってしまうのですが、30ページのところで、太字の1の中の上から3個目の小さい丸ポチの中にある「いじめの認知については、常時ある組織において少なくとも週に1回は情報交換できるようになっている」、ここにある「常時ある組織」とは、具体的に何を指しているのでしょうか。

**吉田教育長** 指導課長。

**岡本指導課長** これは、学校によって名称が異なってまいります、一般的には生徒指導部会、あるいは教育相談部会という言い方で設定されているものでございます。これは、週の授業の時間割の中に組み込まれている場合が非常に多くなっておりますので、「週に1回は」という表示になっているということでございます。

以上でございます。

**住田委員長** よろしいですか。

**進藤委員** 大丈夫です。

**住田委員長** 他にはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

**住田委員長** 他にないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

**住田委員長** 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、4月27日木曜日、午後3時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

[「はい」と答える者あり]

**住田委員長** では、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

---

◎閉会の宣告

**住田委員長** それでは、本定例会に提出されました議案等全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 3時57分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

委員長

住田 俊

委員

塚川 眉子

委員

進藤 秀子

委員

荒木 明子

委員

志田 茂

(教育長)

書記

教育総務課副課長 並木 智史